号に規定する休業）、介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「産休育休等」という。）を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

同種工事とは、下記の㋐～㋒のいずれかの要件を満たす道路工事の施工実績を有すること。

㋐　構造物内幅が6.0ｍ以上の現場打ち函渠の工事の施工実績を有すること。

㋑　掘削又は切土の土量が100,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

㋒　盛土量が100,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

⑼　競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

①　函渠工本体の品質・耐久性向上に関する施工計画　函渠工は、供用開始後の長期間にわたり、道路下を横断する道路や水路などのための空間及び機能を確保するとともに、上部道路の交通の安全かつ円滑な状態を確保する必要がある。よって、函渠工の品質・耐久性の向上に特に配慮が必要であるので、以下の「函渠工本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○１号函渠工の側壁厚は1.7ｍと厚く、セメントの水和熱による温度変化の影響を受けやすく、耐久性を損なわないようにするために、マスコンクリートの品質（配合）及び密実なマスコンクリートの締固めに十分留意する必要がある。

○養生はマスコンクリートの強度、劣化・ひびわれに対する抵抗性、及び水密性や美観などを確保するために重要な作業であるため、十分留意する必要がある。

○函渠工と隣接する盛土区間との境界部（裏込め部）の施工は、土圧の適正な作用を左右するだけでなく、函渠工上部の道路路面の沈下（不陸）に影響するものであり、入念な施工が要求されるため、函渠工周辺の盛土の施工には十分留意する必要がある。

②　河川への濁水防止対策に関する施工計画　本工事の現場内を流れる平原川は、周辺農地への農業用水として使用されているため、道路土工の施工にあたっては、濁水の影響を受けないよう濁水対策に十分配慮する必要があるので、以下の「河川への濁水防止対策に関する施工計画」を評価項目とする。

○本工事の現場内を流れる平原川は、周辺農地への農業用水として使用されているため、道路土工の施工にあたっては、濁水の影響を受けないよう濁水対策に十分配慮する必要がある。

⑵　入札参加者は「価格」及び、「価格以外の要素」をもって入札に参加し、次の１）～３）の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

２）「函渠工本体の品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「河川への濁水防止対策に関する施工計画」が入札説明書に記載した要求要件を満たしていること。

３）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

⑶　得点配分の詳細は、入札説明書による。

⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課　ＴＥＬ082―221―9231（代表）内線2526

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

１）入札説明書は、令和２年４月24日から令和２年８月31日までに電子入札システムから入手するものとする。

電子入札システム

http://www.e-bisc.go.jp/

２）電子入札システムの利用ができない場合は、以下の交付場所でも交付する。

交付期間：令和２年４月24日から令和２年８月31日までのうち閉庁日を除く毎日の10時00分から17時00分までとする。

交付場所：広島県広島市中区上八丁堀６番30号　国土交通省中国地方整備局総務部契約課

申込み方法：事前の申込みは不要であり、交付場所で手交する。郵送又はＦＡＸによる入手申込みは認めない。

３）歩掛見積書作成に必要な参考資料等：歩掛見積書作成に必要な歩掛見積参考資料（参考図、見積条件等）を本工事の入札説明書と併せて配布する。

⑶　見積に必要な図面等の交付期間、場所及び方法　交付期間及び入手方法は上記⑵１）と同様とする。電子入札システムの利用ができない場合は、上記⑵２）の交付場所で交付する。なお、交付希望を事前に交付場所に以下の必要事項を記入の上、ＦＡＸにて申込（様式自由。）すること。申込があった翌開庁日以降に交付するものとし、交付に際しては、見積に必要な図面等をＣＤでデータとして手交する。

申込書記入項目：当該工事名、会社名、代表者名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、連絡担当者名

⑷　申請書の提出期間、場所及び方法　申請書は、令和２年４月27日から令和２年６月15日17時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和２年４月27日から令和２年６月15日17時までに、上記⑴に直接持参又は郵送（書留郵便に限る。必着のこと。）すること。

なお、同種工事の施工実績及び主任（監理）技術者の資格・工事経験については、中国地方整備局のホームページに掲載する「技術資料入力システム」により作成したデータとする。

技術資料入力システムは、最新バージョンを使用すること。